資料 3

# 輪島市上下水道事業の 経営状況について

第1回 輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会

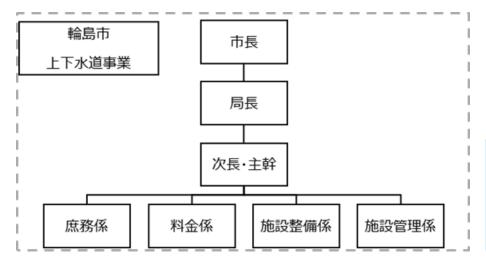
輪島市上下水道局

# 目 次

- 1 前提
- 2 水道事業の経営状況
- 3 下水道事業の経営状況

## 輪島市上下水道事業の組織

• 輪島市では、管理者の権限を行う市長(管理者非設置)の補助組織である上下水道局において上下水道事業を実施。



#### 上下水道事業職員 (令和4年度現在)

- •一般職員 12名
- ·技能職員 2名 計 14名

#### <組織再編のうごき>

平成20年4月~	水道	水道課と門前水道課が統合し「水道課」となる。		
	下水道	建設部下水道課と門前総合支所下水道課が統合し「建設部下水道課」となる。 (門前水質管理センターの無人化)		
平成23年4月~	水道事業及 「上下水道課	び下水道事業の一体運営による業務の効率化のため、水道課と建設部下水道課が統合し と」となる。		
平成30年4月~ 下水道事業の地方公営企業法の適用に合わせて名称を「上下水道局」に改める。				

### 水道料金体系

輪島市の水道料金体系	二部料金制・・・基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	単一型・・・使用水量に関わらず単価が均一。
直近の料金改定	平成23年4月 ・・・合併後の料金統一として。(経過措置により平成25年4月に完全統一) 消費税率引上げによる改定を除く。

給水使用料金

1,619円

5,333 円

2,666 円

17,142 円

7,142 円

1,619円

419円

2,095円

#### 1 か月当たり給水使用料金

水量 10 ㎡まで

水量 30 ㎡まで

水量 15 mまで

水量 100 ㎡まで

水量 20 ㎡まで

水量 10 ㎡まで

水量 1 ㎡につき

1 栓につき放水 10 分ごとに

基本料金

(1 か月当たり)

種別

専用栓

共用栓

公共栓

消火栓

用途

官公署、学校及び公共用

一般用

営業用

特殊用

一般用

船舶用

防火演習用

公衆浴場用

(4)(3)(X)	
超過料金	13
(水量 1 ㎡につき)	20
190円	25
209円	30
209 円	40
85 円	50
380円	75
190円	10
190 🖯	

(税抜)

重水奋 ————————————————————————————————————	使用科 (抗拔)
口径	使用料金(1個 1か月)
13 ミリメートル	76 円
20 ミリメートル	152円
25 ミリメートル	190 円
30 ミリメートル	390円
40 ミリメートル	685 円
50 ミリメートル	980円
75 ミリメートル	1,961 円
100 ミリメートル以上	別に定める

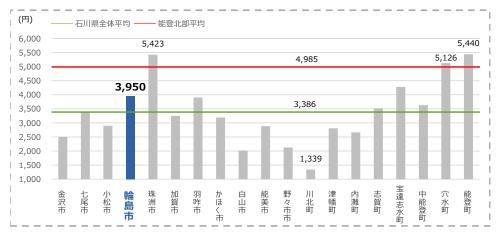
**三小**四体田料

(和計)

<sup>※</sup>水道料金は、給水使用料金及び量水器使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10 円未満を切り捨てた額

#### 水道料金の県内比較

- 水道料金については、能登北部に属する市町の平均に比べ低い金額となっています。
- 合併後の料金統一による改定以降、約10年間水道料金の改定を行っておりません。近隣市町は消費税率の改正のタイミングに合わせ令和元年度以降順次料金改定を行っております。



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,497	3,383	2,900	3,950	5,423	3,251	3,905	3,190	2,018	2,882
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
2,123	1,339	2,805	2,662	3,520	4,281	3,630	5,126	5,440	

※水道の料金については、メーター使用料を含み、口径13mm、1月使用水量20㎡と 仮定(令和5年3月末日時点)。

## 下水道使用料体系

輪島市の下水道使用料体系	二部料金制・・・基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	単一型・・・処理水量に関わらず単価が均一。
直近の使用料改定	平成23年4月 ・・・合併後の料金統一として。(経過措置により平成26年4月に完全統一) 消費税率引上げによる改定を除く。

#### 下水道使用料体系表(浄化槽使用料を除く。)

(税抜)

	·		(1/03//)				
区分	使用料(1か月につき)						
	一般汚水	10㎡まで	1,428円				
基本使用料	業務用使用料体系	10㎡まで	1,428円				
	公衆浴場用	_	_				
	一般汚水	1 ㎡につき	171円				
従量使用料	業務用使用料体系	1 ㎡につき	171円				
	公衆浴場用	1 ㎡につき	57円				

<sup>※</sup>使用料は、表で定める金額によって算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

## 下水道使用料体系

特定地域生活排水処理事業は、使用水量とは関係なく、設置する浄化槽の規模に応じて使用料を計算。浄化槽使用料体系表(税抜)

区分	月額使用料(固定)	月額使用料(変動)
5 人槽	2,761 円/基・月	ı
6 から7 人槽	3,333 円/基•月	1
8 から 10 人槽	4,285 円/基・月	1
11 から 20 人槽	1,619 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
21 から 25 人槽	2,095 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
26 から 30 人槽	2,571 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
31 人から 50 人槽	3,142 円/基•月	304 円に人槽を乗じた額

#### ・51人槽以上 (税抜)

浄化槽の保守点検回数	月額使用料(固定)	月額使用料(変動)
1週間に1回	60,952 円/基·月	247 円に人槽を乗じた額
2週間に1回	39,047 円/基·月	247 円に人槽を乗じた額
3月に1回	26,666 円/基·月	247 円に人槽を乗じた額

※使用料は、固定額+変動額×人槽で算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

### 下水道使用料の県内比較①

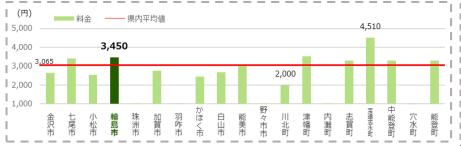
- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体(七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町)と、ほぼ同水準です。

#### < 公共下水道事業> <特定環境保全公共下水道事業> ||(円) 5,000 1 5,000 4,510 3,960 1 4,000 3.450 3,450 4,000 3,000 2,530 2,442 2,000 2,000 1.000 1,000 宝達志水町 宝達志水町 志賀町 金沢市 珠洲市 羽咋市 かほく 白山市 野々市 川北町 津幡町 内灘町 中能登町 能登町 小松市 輪島市 加賀市 能美市 内灘町 志賀町 中能登町 珠洲市 白山市 川北町 かほく市 野々市市 小松市 能美市 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 羽咋市 白山市 かほく市 能美市 2,651 3,410 2,530 3,450 3,520 2,750 3,465 2,442 2,662 3,080 2,530 3,520 2.651 3,410 3,450 3,465 2,662 野々市市 川北町 津幡町 内灘町 志賀町 宝達志水町 中能登町 穴水町 能登町 野々市市 川北町 津幡町 内灘町 志賀町 宝達志水町 中能登町 穴水町 能登町 2,827 3,520 2,459 3,300 3,960 3,300 3,300 4,510 3,300 3,300 Ωl ※使用料は、1月水量20㎡と仮定し、消費税を含む金額(令和5年3月末日時点)。

## 下水道使用料の県内比較②

- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体(七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町)と、ほぼ同水準です。

#### <農業集落排水事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	0	2,750	0	2,442	2,662	3,080
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	2,000	3,520	0	3,300	4,510	3,300	0	3,300	

※使用料は、1月水量20㎡と仮定し、消費税を含む金額(令和5年3月末日時点)。

#### 〈漁業集落排水事業〉



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
0	3,410	0	3,450	0	0	0	0	0	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	0	0	0	3,960	3,300	

### 下水道使用料の県内比較③

- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体(七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町)と、ほぼ同水準です。

#### <特定地域生活排水処理事業>



### 公営企業会計の仕組み

公営企業会計は、2つの予算で成り立っています。

#### ■ 収益的収支予算

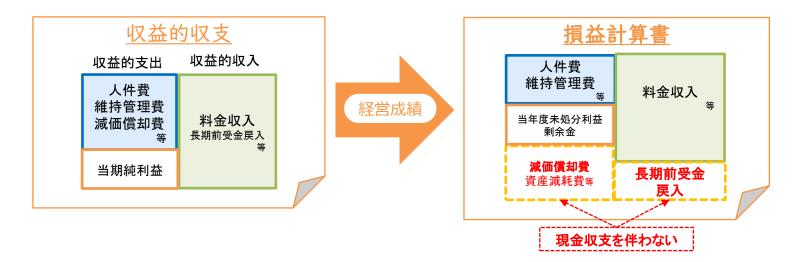
• 浄水場や管渠を使い、水を供給(処理)して利益をあげます。

収 益

··· 営業収益(上下水道料金等)、営業外収益(一般会計繰入金等)

費用

・・・ 営業費用(浄水場・管渠の維持管理)、営業外費用(利息の支払等)



11

#### 公営企業会計の仕組み

#### ■ 資本的収支予算

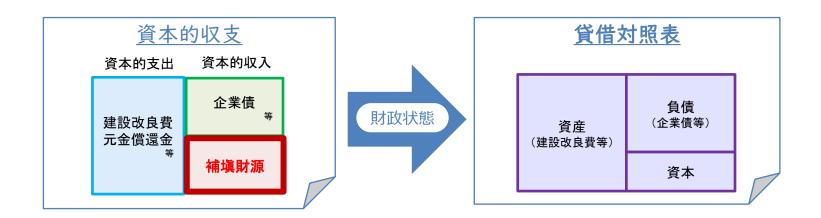
資産(浄水場や管渠など)を作ります。

収 入

・・・ 借金の借入、国からの補助金など

支 出

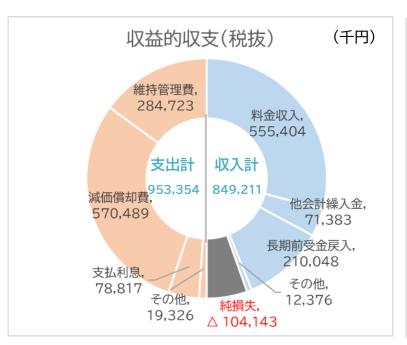
・・・ 浄水場の建設費、水道管・下水道管の整備費、企業債の償還

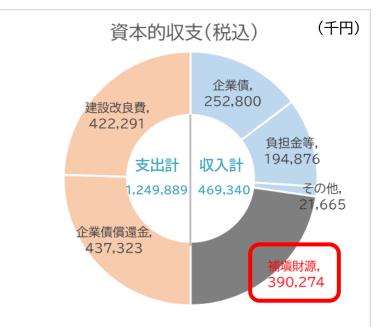


# 水道事業の経営状況

### 令和3年度 水道事業決算

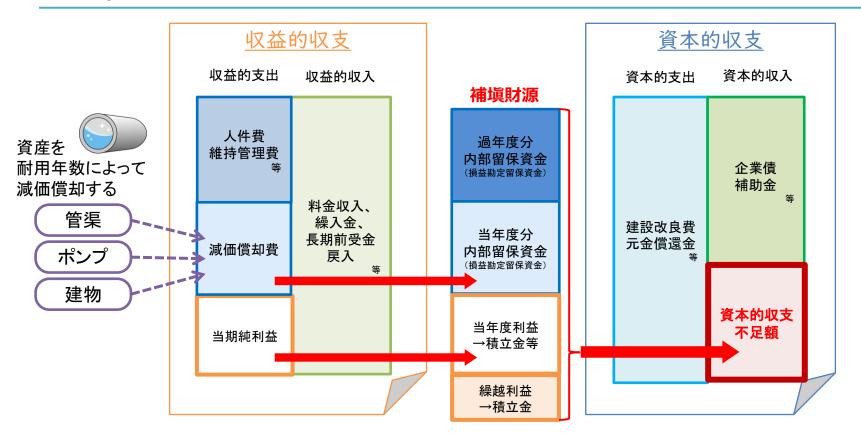
- 水道事業の令和3年度の決算における収益的収支は、104,143千円の赤字(純損失)となっています。
- 当年度純損失は前年度繰越利益剰余金705,200千円によって補塡されます。





## 収益的収支と資本的収支の関係

#### ■ 内部留保資金による補塡



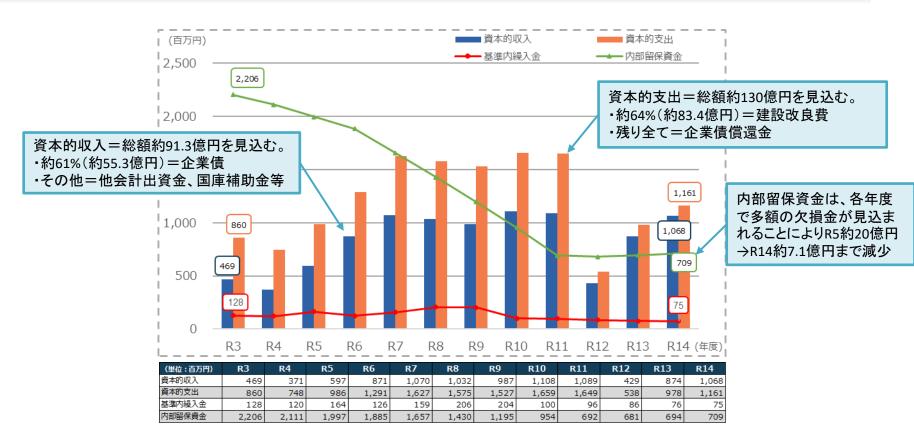
# 令和3年度 水道事業補塡財源

(単位:千円)

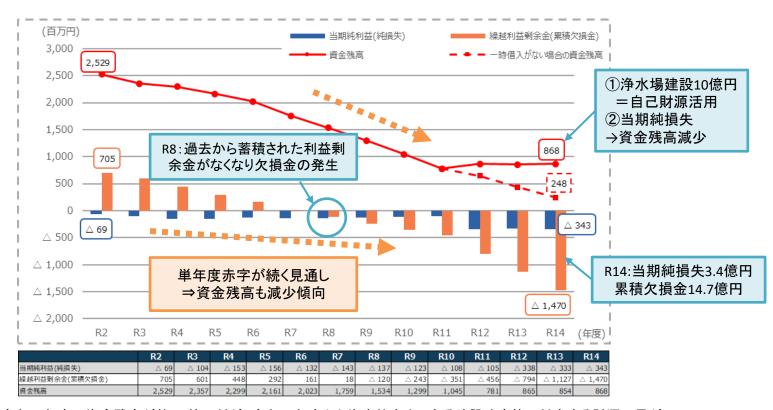
	前年度繰越	当年度分	補塡使用額	翌年度繰越
損益勘定留保資金	1,444,445	451,031	361,394	1,534,081
未処分利益剰余金	705,200	Δ104,143	0	601,057
積立金	70,410		0	70,410
消費税資本的収支調整額	0	28,880	28,880	0
合 計	2,220,055	375,768	390,274	2,205,548



#### 水道事業の資本的収支



### 水道事業の資金見通し

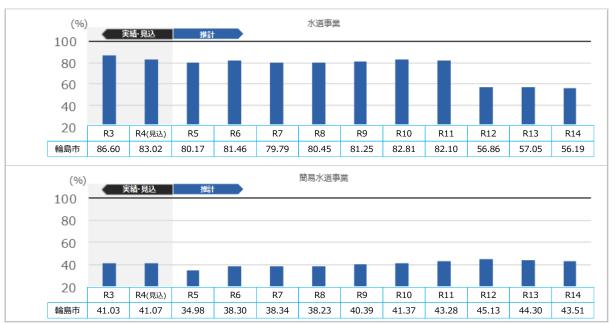


令和14年度の資金残高が約8.7億円だが、令和12年度から資本的支出である建設改良等に対応する財源不足が生じる(補塡財源不足)となるため、他会計借入金等6.2億円で対応し、実質的な資金残高は約2.5億円。

### 水道事業の料金回収率

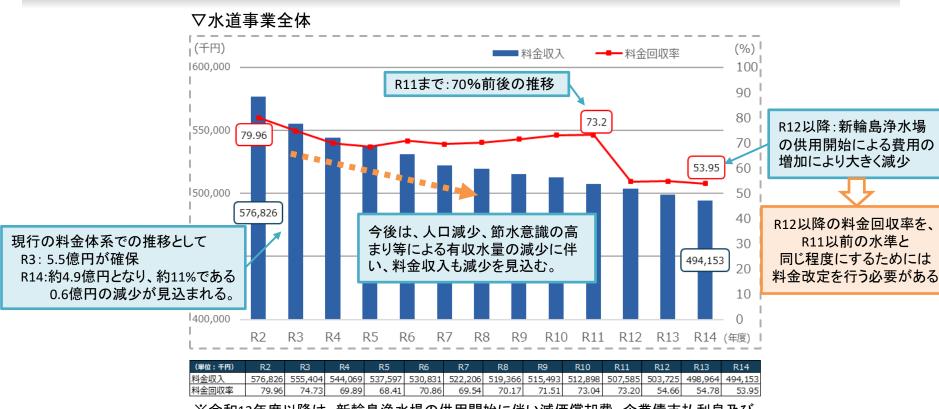
#### ■ 料金回収率 = 給水収益 ÷(費用合計 – 長期前受金戻入)×100

給水収益で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。 100%を下回っている場合は、適正な給水収益の確保及び給水原価の削減が求められます。



<sup>※</sup> 令和2年度以前は、事業ごとに算定していないため表示していない。

### 水道事業の料金回収率



※令和12年度以降は、新輪島浄水場の供用開始に伴い減価償却費、企業債支払利息及び施設管理委託等の増加により、令和11年度と比較して1㎡当たり約100円増加する見込み。

#### 水道事業の課題

- ▶ 水道事業については、単年度赤字が続いており、今後も赤字が続く見込みです。
- **> 現金や内部留保資金も減少し、将来の事業経営が困難になります。**

#### ■ 料金収入の減少

- 給水量は近年減少傾向であり、長期的にも人口減少、節水機器の普及等により更に減少していくことが予測されます。
- <u>給水量の減少に伴い、料金収入も減少</u>していくため、<u>水道料金水準の見直しを含め適正な収益確保</u>に向けた取組を 早急に検討する必要があります。
- 安定した事業運営のため、今後減少傾向を見込んでいる資金残高を改善していくためにも、給水収益による収入をさらに確保していく必要があります。

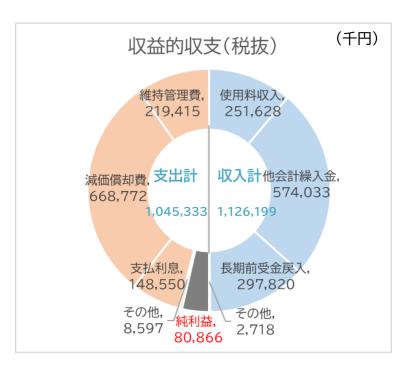
#### ■ 経営の健全化

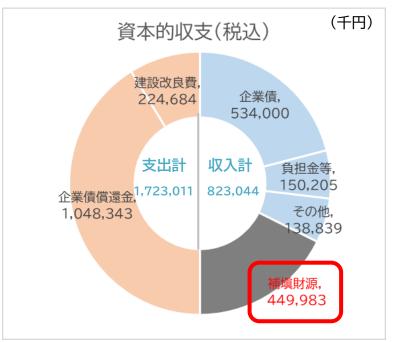
• 人口減少、節水機器の普及等による料金収入の減少、施設等の老朽化による更新需要の増加等により、経営環境がより一層厳しくなると予想されるため、水道料金水準の見直しを含め適正な収益確保に向けた取組を早急に検討する必要があります。

# 下水道事業の経営状況

### 令和3年度 下水道事業決算

- 下水道事業の令和3年度の決算における収益的収支は、80,866千円の黒字(純利益)となっています。
- 前年度までに繰越欠損金307,152千円に、当年度純利益を充当し未処理欠損金は226,286千円となります。





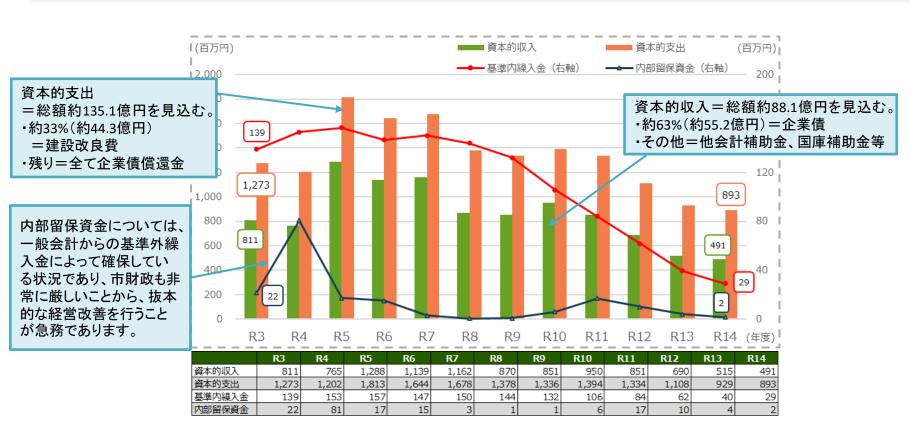
# 令和3年度 下水道事業補塡財源

(単位:千円)

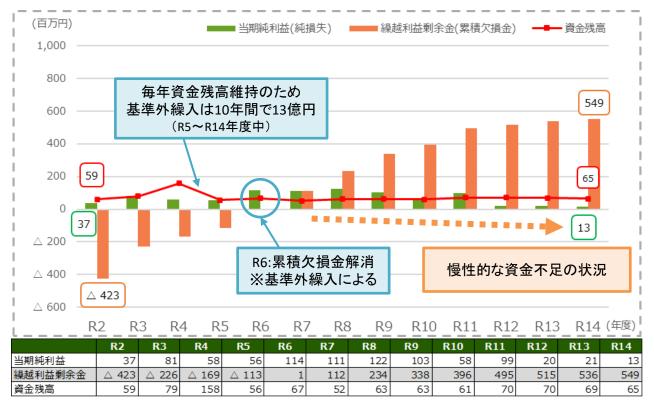
	前年度繰越	当年度分	補塡使用額	翌年度繰越
損益勘定留保資金	5,099	460,904	455,401	10,603
未処分利益剰余金	0	0	0	0
繰越工事資金	0	11,088	0	11,088
消費税資本的収支調整額	0	6,771	6,771	0
合 計	5,099	478,763	462,171	21,691



#### 下水道事業の資本的収支



## 下水道事業の資金見通し



基準外繰入金を除けば、各年度において純損失が発生する状況。 慢性的な資金不足が続いており、毎年度期中において水道事業から約5億円の短期貸付金を受けている。

#### 雨水公費・汚水私費 の原則



#### 雨水に係る経費



#### 公費(一般会計繰入金)

自然現象によるもので、雨水の排除により、浸水からまちを守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。



#### 汚水に係る経費



#### 私費(下水道使用料)

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の 範囲は使用者に直接つながる。

**収入** 一般会計繰入金等 **下水道使用料** 

支出	雨水 下水道管理費		汚水の下水道管理費		
	資本費	維持管理費	資本語	費	維持管理費
財源	一般会計繰入金		一般会計 繰入金	下水道使用料	

- ※雨水分は資本費・維持管理費ともに全額公費負担
- ※汚水分は資本費の一部を公費負担、残りの資本費と維持管理費の全額を下水道使用料で負担

## 基準内・基準外繰入の推移

#### ■ 多額の基準外繰入

- 前頁のうち、下水道使用料で賄うべき費用のうち、使用料収入が不足する分は基準外繰入によって賄います。
- 本来であれば、独立採算制の観点からも一般会計繰入金(基準外)に依存しない事業経営が求められているところであり、徐々にその金額を減少させることが必要です。



### 下水道事業の経費回収率

- 経費回収率 = 使用料収入 ÷ 汚水処理費用(公費負担分を除く)×100
- 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。





# 下水道事業の経費回収率







### 下水道事業の経費回収率



### 下水道事業の課題

▶ 下水道事業については、現金や内部留保資金が慢性的に不足しており、これを補う形で一般会計からの基準外の繰入れを行っているため、結果的に黒字となっています。

#### ■ 使用料収入の減少

- 使用料収入は、整備に伴い年々増加していますが、長期的にも人口減少及び節水機器の普及等により更に減少していくことが予測されるため、今後は適正な収益確保に向けた取組を検討する必要があります。
- 毎年、資金残高水準を維持するために繰り入れる<u>基準外繰入を抑制</u>していくためにも、本来の下水道事業の 運営資金として財源となるべき使用料収入を適正に確保する必要があります。

#### ■ 経営の健全化

• 人口減少、節水機器の普及等による料金収入の減少、<u>施設等の老朽化による更新需要の増加</u>等により、経営環境がより一層厳しくなると予想されるため、適正な収益確保に向け取組を検討する必要があります。

#### ■ 水洗化の促進

• 下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済区域の未接続者に対して、下水道の加入を促進する必要があります。 ・・・下水道使用者の増加は、使用料収入の増加へ